

朝霞市内に空き家を所有されている皆さまへ

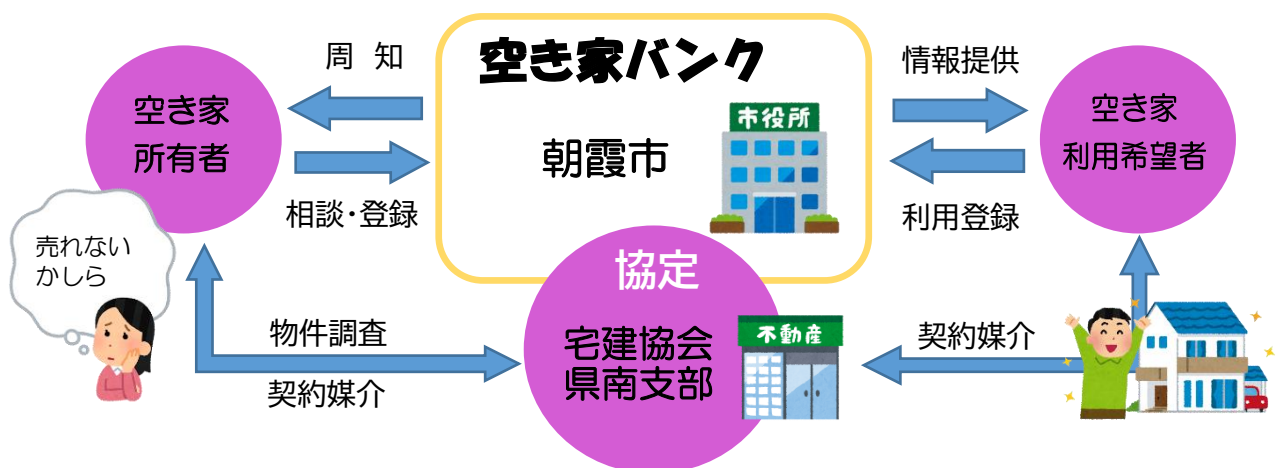
朝霞市 空き家バンク

空き家バンクとは？

空き家を「売りたい・貸したい」所有者と
空き家を「買いたい・借りたい」利用希望者のマッチングを行う制度です。
交渉・契約は、市と協定を締結した専門家
公益社団法人 **埼玉県宅地建物取引業協会県南支部**
の会員である宅建業者が、当事者間の媒介を行います。
※市は、交渉・契約等に直接関与することはありません。



<空き家バンク制度のイメージ図>



空き家を新しい所有者（利用者）の方へ譲りませんか？

- どの不動産屋に相談していいか、わからない。
- 実家を相続したけど、維持管理に困っている。
- 古い空き家だから、処分したい。 など

こんなお悩みを抱えている方、ぜひご相談ください。



©むさしのフロントあさか

【お問い合わせ】

朝霞市 開発建築課 住宅政策係

朝霞市空き家バンク

検索

TEL: **048-423-3854** (直通)